委任状の書き方

この委任状は、市がバス会社に補助対象経費の9割に相当する額を直接支払うためのものです。この委任状により、老人クラブは、補助対象経費の1割に相当する額とその他高速道路料金等がバス会社から請求されます。

なお、委任状は借上バス運行申請書とあわせて提出してください。申請時はバス会社、補助金額等が決定していないため、委任者(補助金申請者)のみ記入、押印してください。(「記入のしかた」参照)

※委任状の提出が困難な場合は、借上バス利用後、老人クラブがバス会社に費用全額お支払いいただき、領収書や利用明細書等を添付した実績報告書を市に提出してください。その後、老人クラブが指定する口座に、市が補助対象 経費の9割に相当する額を振込みいたします。

